

年 月 日

緊 急 通 報 シ ス テ ム 協 力 員 承 諾 書

（宛先） 福祉事務所長

利用者 住所 東大阪市_____

氏名 _____

私は、裏面に記載された協力員の役割を理解し、上記利用者の緊急通報システム協力員になること及び緊急時に速やかに対応できるよう、他の協力員等下記情報を提供する場合があることを承諾します。

第 1 次 協 力 員	フリガナ		男 女	電話 番号	
	氏 名 署名又は記名押印	印 署名の場合、押印は必要ありません。			
	住 所	〒			
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	関係		

協力員の役割について

1 緊急通報システムの協力員の役割

協力員は、このシステムの緊急事態における活動などでとても大切な役割が期待されています。

- ① 協力員の方は、相談センターから訪問要請があったときは、急いで利用者の家へかけつけて、相手の状況を確認してください。

鍵を預かっている場合は忘れずに持参してください。

- ② 利用者の状況が緊急事態と思われるときには、先に直接119番（消防局）へ通報していただいてもかまいません。そのあとに相談センターへ緊急通報装置の相談ボタンまたは緊急ボタンを押して報告してください。

このときに、脳溢血などで身体を動かしてはいけないうちもあるので、消防局や相談センターに確認せずに利用者を動かすことのないようにしてください。

利用者が緊急事態でないときは、設置されている緊急通報装置の相談ボタンまたは緊急ボタンを押して、相手の状況などを相談センターに報告してください。

- ③ 消防局や相談センターは、あなたの通報や報告内容により、必要な救急車や消防車の出動要請や家族等への連絡を行うとともに、利用者に対する必要な援助や処置をあなたに依頼することもありますので、消防局や相談センターの指示に従い行動してください。
- ④ 鍵がなくて、入口や窓等を壊さないと入れない場合は、できるだけ家主・管理人・警察官等の立会いを求めてください。なお、このような場合で、入口等の破損が生じたとしても、協力員へ損害賠償の責任を問わない約束になっています。
- ⑤ 夜間に協力をお願いすることもあります。

2 その他

- ① 留守宅の戸締り

病院への搬送などで家が留守になるときは、火元を点検し、戸締り等をお願いすることもあります。

- ② 鍵の保管

利用者の家の鍵の保管を依頼される場合があります。紛失しないように保管してください。